

意見書案第3号

豚コレラ対策の強化に関する意見書

近年、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病が国内外で発生している中、国内にて平成4年以来26年ぶりに「豚コレラ」の発生が岐阜県で確認され、なおかつ、近隣他県への感染拡大が認められた。

鹿児島県の東部に位置する本市は、平成30年2月公表の農業産出額431億3千万円のうち、畜産部門は313億5千万円であり、養豚では100億円と農業算出額の23%、畜産総額の32%を占め、大隅半島の農業の根幹である畜産部門で大きな貢献を果たしている。

また、養豚農家戸数も大隅総合開発期成会に属する本市の総戸数は140戸で、日本有数の食料供給地域としての自負を持って養豚業に携わっている。

大隅半島4市5町の自治体においては、家畜防疫について、大隅総合開発期成会や肝属家畜伝染病防疫対策協議会（2市4町）などで対応策や負担金及び積立金としての予算処置をしているところであり、国や県との綿密な連携は防疫面からも平素から確保すべき事案である。

「豚コレラ」は家畜伝染病予防法において、法定伝染病に指定されており、本病の発生予防及び蔓延防止には飼養衛生管理基準の遵守の徹底が重要とされている。

養豚農家は畜舎の消毒など自衛防疫の強化に取り組んでおり、本病の侵入に大きな不安を抱いているところである。

このような中、私ども鹿屋市議会としても、「豚コレラ」の防疫体制及び積極的な根絶対策を下記のとおり関係機関へ強く要望する。

記

- 1 日本国内における「豚コレラ」の発生に係る感染源と感染経路を早期に解明し、今後、再び国内発生が出ないように適切で十二分な対応策を講じ、再発及び感染拡大の防止に全力で万全を尽くすこと。
- 2 国内において「豚コレラ」の発生が確認された場合は、発生地のみならず、豚の生産・飼育を行う畜産農家を擁する自治体に対して、自衛防疫体制を堅持できる予算を確保すること。特に本市を中心とした大隅半島は日本有数の食料供給地域であるという認識を持たれるとともに、地域の実情に鑑み、予算について配慮し、拡充及び強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿
鹿児島県知事 殿

参議院議長 殿

農林水産大臣 殿